

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年12月11日
【会社名】	中小企業信用機構株式会社
【英訳名】	CREDIT ORGANIZATION OF SMALL AND MEDIUM-SIZED ENTERPRISES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上村 昌史
【本店の所在の場所】	東京都墨田区両国一丁目10番7号
【電話番号】	(03) 5625 - 3375 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 田中 謙史
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区両国一丁目10番7号
【電話番号】	(03) 5625 - 3375 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 田中 謙史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 599,976,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	中小企業信用機構株式会社北九州支店 (福岡県北九州市小倉北区馬借三丁目3番31号) 株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,307,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 尚、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成21年12月11日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は以下の通りであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,307,600株	599,976,000	299,988,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,307,600株	599,976,000	299,988,000

- (注) 1. 第三者割当の方法により割当てます。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、299,988,000円であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		ニッシン債権回収株式会社	
割当株数（株）		2,307,600	
払込金額（円）		599,976,000	
割当予定先の内容	本店の所在地	東京都千代田区九段南四丁目2番11号 市ヶ谷フィナンシャルビル	
	代表者の役職氏名	代表取締役社長 合田 益己	
	資本金の額	3,036,325,800円	
	事業の内容	債権管理回収業	
	大株主及び持株比率	N I Sグループ株式会社 23.4% 中小企業信販機構株式会社 18.0% 株式会社インデックス・ホールディングス 18.0%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式数(株)	-
		割当予定先が保有している当社の株式数(株)	-
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
当該株式の保有に関する事項		割当株式の発行から2年以内に割当新株式の全部または一部の譲渡を行った場合には、直ちに当社にその内容を書面により通知する旨の確約書を締結する予定です。	

（注） 資本金の額、大株主及び持株比率並びに当社との関係は、有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

募集の目的及び理由

我が国経済は、2008年9月のリーマン・ショック以降、金融資本市場の混乱を発端とした世界景気の急速な悪化に伴い景気の落ち込みが深刻化する中、一部で在庫調整が進展するなど回復の兆しがうかがわれるものの、雇用・所得環境の悪化、設備投資の減少などのマイナス要因により景気低迷が長期化の様相を呈しております。また、当事業者金融を含む貸金業界におきましても、貸金業法の改正等により上限金利引き下げおよび利息返還請求等の影響を受け、事業体制の再構築化を余儀なくされるなど依然として厳しい状況が続いております。このような状況のもと、当社は収益構造改革として平成20年4月より従前の融資事業より保証事業主体の体制に変革を図ってまいりましたが、平成21年4月よりさらに収益基盤を磐石にすべく保証事業に加えて商業手形割引事業の積極的推進を行ってまいりました。また業務の一層の効率化とスピードアップを目的に平成21年7月に本店の所在地を福岡県北九州市小倉北区から東京都千代田区に変更、その後主力の保証業務に加え商業手形割引事業についても業容が順調に推移し、さらなる事業拡大を鑑み平成21年8月に本社機能を東京都墨田区に移転させ、平成21年11月開催の第37回定時株主総会の決議を経て正式に東京都墨田区両国一丁目10番7号フィナンシャルビル6階に本店移転いたしました。当社は、平成19年11月度より、事業の選択と集中及び抜本的なコスト構造改革を実施し、平成20年4月から本格稼働した保証事業を積極的かつ慎重に推進することによって、平成21年8月期末の保証残高が20,397,093千円、保証事業から生じる受取保証料が980,624千円と受取手数料が221,263千円となり、保証事業における営業収益合計は1,201,887千円となりました。この結果、保証事業から生じる営業収益構成比は平成20年8月期末37.1%から平成21年8月期末78.1%まで増加することができました。また、融資事業における商業手形割引を積極的に推進することによって残高は順調に増加、平成20年8月期末比451.5%増の2,320,253千円となり、商業手形割引事業から生じる受取割引料と受取手数料はそれぞれ94,439千円と52,464千円の合計146,903千円となりました。この結果、商業手形割引事業から生じる営業収益構成比は平成20年8月期末2.2%から平成21年8月期末9.6%まで増加することができました。

当社は、平成21年10月16日に公表いたしました「平成21年8月期決算短信」に記載のとおり、5期ぶりの黒字化となり、前事業年度に引き続き当事業年度におきましても商業手形割引の積極展開を試み、商業手形割引残高については平成21年10月末2,896,709千円と平成20年10月末比174.0%増と順調な推移を辿っていることから、当事業年度末におきましては、達成可能残高目標50億円も視野に入れております。こうしたなか平成21年8月末にあった現預

金残高も融資及び商業手形割引等の実行により平成21年10月末には578,823千円と減少しており、商業手形割引残高の増加とともに更なる調達が必要となりますので、新規取引金融機関の開拓を長期的視野で継続的に実施し、可能な限り資金調達先を確保していくことが重要であると認識しております。また、既存調達先である日本振興銀行株式会社との親交を深めつつ、企業努力により平成21年9月には新規取引金融機関から調達することが可能となりましたが、貸金業における資金調達環境は引き続き好転する気配が見えない状況であることを勘案すると、自己資本をさらに増強することによって、当社の信用力を増し、調達先の多様化と実現を加速させ、相応の取引金融機関数の増大にも繋がるものと判断しております。また当社は自己資本比率20%を当面の目標としており、本第三者割当により自己資本比率は7.9%より13.8%(平成21年8月期末基準)となりますが、今後は前期に引き続き最終利益の確保を重ねることにより当面の目標を達成可能であると認識しております。さらには、日本経済回復の兆しが見えないなか、貸金業界を取り巻く環境も楽観を許されない現下の状況において、本資本増強を図ることによって資本減少による債務超過等の不測の事態を回避できるものと判断しております。

このようななか、当社は、当初公募増資等も検討しましたが、昨今の経済環境及び貸金業に対する環境の厳しさを勘案すると現時点においては非現実的だと判断し、当社及び当社主要株主が属する、中小企業振興ネットワーク(「中小企業に対するあらゆるサービスを提供できる仕組みを共同で構築する」というビジョンを共有する独立した企業体のネットワーク)内で、本第三者割当による引受先を探してまいりました。この結果、ニッシン債権回収株式会社(以下「ニッシン債権回収」という)から当社のビジョン及び事業基盤等を高く評価いただき、又お互いの事業上のシナジーが最大限発揮できるものと鑑み、第三者割当を引き受けていただくこととなりました。

その結果として、相互の事業体制を強固にするための、「資本及び業務提携に関する基本合意書」の締結を本日行いました。

同合意書締結後、今後下記の内容について協議を進めてまいります。

[基本合意内容]

- ・ 当社の有する不良債権の処理に関して、早期解決を図ることを目的に、ニッシン債権回収の有するノウハウの提供を当社に対して行う業務。
- ・ 当社の有する不良債権に関し、ニッシン債権回収が当社より債権管理の委託を受ける業務。
- ・ 共同で中小企業の企業再生を図っていく業務。
- ・ その他の業務提携が可能な業務

当社は、業務提携によりシナジー効果の創出及び業務効率の向上を目指すものであり、上記の目的及び理由により、本第三者割当にて当社株式の希薄化が生じますが、現在の市場環境に鑑み、自己資本の充実、財務体質の強化及び収益構造の改善のため、本第三者割当並びに資本及び業務提携を実施することが、企業価値、株主価値を向上させる最善の方法であると判断いたします。

割当予定先の選定理由

ニッシン債権回収株式会社は債権管理回収事業を行っていることから、将来的には債権回収業務の委託、当社債権の売却等を通じて、双方の債権回収業務上のシナジー効果の追求を図るなど、相互の事業体制を強固にするために協力体制を構築し、安定的な経営環境を構築することが財務体質の健全化に資すると判断したため、割当先として選定しました。

なお当社は、当該割当先が反社会的勢力との関係がないことを、ニッシン債権回収からの表明書により確認し、その表明書を株式会社ジャスダック証券取引所宛に提出しております。

割当先の保有方針

ニッシン債権回収株式会社は、当社株式を長期に保有する意向であります。

なお割当先より、発行日から2年間において、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社ジャスダック証券取引所に報告すること、及び当該報告内容を公衆の縦覧に供されることに同意することを記載した確約書を払込期日までに株式会社ジャスダック証券取引所宛に提出する予定です。

割当先の払込に要する財産の存在について確認した内容

ニッシン債権回収株式会社が財務局へ提出した直近の有価証券報告書、四半期報告書に記載の売上高、総資産額、純資産額、現預金等の状況に加え、同社の主要な普通預金口座の通帳を確認した結果、当該第三者割当の払込みについて問題のないことを確認しております。

企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が25%未満であること、支配株主の異動を伴うものではないことから、独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きにつきまして、当社の判断により行わないことを決定しております。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
260	130	100株	平成21年12月28日	該当事項なし	平成21年12月29日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

- 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
- 申込みの方法は、申込期間内に下記申込取扱場所へ申し込みをし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。
- 上記株式を割り当てた者から申込みがない株式については失権いたします。
- 発行条件等の合理性及びその具体的内容

発行価格の算定根拠

発行価格は、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前日（平成21年12月10日）の株式会社ジャスダック証券取引所が公表した当社株式の普通取引の前日終値である288円を参考として、1株260円（ディスカウント率9.72%）としました。

なお同発行価格は、平成21年12月10日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均264円に対して同程度の水準であり、また平成21年12月10日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均231円に対して約11.3%のプレミア率となっております。前日終値を算定の基準とした理由は、既存株式の希薄化を考慮したものでありますが、かかるディスカウント率は最近の当社業績や急激な相場変動を考慮のうえ、現在の弊社を取り巻く環境等を鑑み、割当先との交渉の結果決定したものであり、合理的な価格であると認識しております。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資による発行新株式数2,307,600株に係る議決権数23,076個の現在の総議決権個数153,818個に対する比率は、15.00%に相当し、株式の希薄化が生じます。

しかしながら、本件第三者割当は、貸金業界を取り巻く環境も良くない現況において、自己資本をさらに増強することによって、当社の信用力が増し、調達先金融機関の与信判断にも好材料となること、株式持合により相互に安定株主として一層の協力体制を構築することができ、最終的には不良債権の早期回収による収益の増加が見込まれること、短期借入金の返済により有利子負債の圧縮を行い財務内容改善につながることより、企業価値の向上から株式価値の向上につながると確信しているため、今回の希薄化の規模については合理的であると考えております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
中小企業信用機構株式会社 本社	東京都墨田区両国一丁目10番7号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 虎ノ門支店	東京都港区西新橋1丁目6番21号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
599,976,000	2,250,000	597,726,000

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
<p>約300,000千円をニッシン債権回収の普通株式取得に充当いたします。なお、ニッシン債権回収の普通株式取得に関しましては、ニッシン債権回収の大株主と交渉のうえ、ニッシン債権回収の筆頭株主でありますN I Sグループ株式会社から東証マザーズ市場の普通取引12月10日の終値1,959円にて市場外取引により取得する予定であります。</p> <p>市場外取引を選択した理由は、ニッシン債権回収の市場での取引状況等検討した結果、約300,000千円の規模の買付を行った場合、価格形成等に影響を及ぼすと共に株式調達に相応の時間を要するため、N I Sグループ株式会社よりニッシン債権回収の普通株取得という手段を選択いたしました。</p> <p>なお、N I Sグループ株式会社は持株比率38.92%(平成21年8月31日現在)の当社筆頭株主であり、当社はN I Sグループ株式会社の持分法適用関連会社にあたります。</p>	約300,000	平成21年12月29日
<p>約297,726千円におきましては、借入金利の高いものから返済するために、日本振興銀行株式会社からの短期借入金返済に充当します。</p> <p>なお、支出予定時期までの資金につきましては、普通預金口座において管理を行う予定です。</p>	約297,726	平成22年1月

【資金使途の合理性に関する考え方】

本件第三者割当にて活用できる約597,726千円の資金につきましては、上記の具体的な使途に記載の通り、まず、持合効果を出すために当社筆頭株主であるNISグループ株式会社との交渉の結果、当社が同程度の持合いを目標としていることから逆算して約3億円という金額の株式取得が可能になりました。また、本件第三者割当により、ニッシン債権回収は持株比率12.8%の当社第4位の主要株主となり、当社がニッシン債権回収の普通株式取得への約300,000千円の充当により、当社は持株比率8.8%のニッシン債権回収第5位の大株主となりますが、この資本提携を行うことにより、相互に安定株主として一層の協力体制を構築することができ、さらには、この株式持合により企業価値向上に繋がる意見交換が対等にできるものと考えております。また、「募集の目的及び理由」に記載の業務提携につきましても、資本提携に加え業務提携を行うことにより人的交流も視野に入れたニッシン債権回収の回収ノウハウを吸収し、早期回収による収益の増加が見込まれること、また当社にて回収困難な不良債権をニッシン債権回収に回収委託することにより、当社不良債権の債権管理コストの低減が図れるものと判断しております。

次に、短期借入金の返済がございますが、これにつきましては当社の融資と調達のバランスを考慮し、有利子負債の圧縮にもつながることから財務内容改善を目的として充当するものであります。

以上より、将来における当社業績及び企業価値の向上、さらには株式価値の向上につながるため上記資金使途につきましては合理的であると判断しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスクについて

組込情報である第37期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について当該有価証券報告書の提出日（平成21年11月27日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年12月11日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に追加がありました。追加となった箇所は_____野で示しております。

なお、当該有価証券報告書（37期）に記載されている将来に関する事項は、本書提出日（平成21年12月11日）現在において変更の必要はないと判断しております。

事業等のリスク

株式の希薄化

本第三者割当増資による発行新株式数2,307,600株に係る議決権数23,076個の現在の総株主の議決権数153,818個に対する比率は、15.00%に相当し、株式の希薄化が生じます。その結果、株式市場における需給バランスが変動し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

下記に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 平成20年9月1日 至 平成21年8月31日	平成21年11月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	--------------------------

[上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。]

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成20年11月27日

中小企業信用機構株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 島 正 己 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 城 哲 哉 印
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている、中小企業信用機構株式会社(旧会社名 株式会社アプレック)の平成20年4月1日から平成20年8月31日までの第36期事業年度の財務諸表すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業信用機構株式会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は継続的に営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成20年9月5日開催の取締役会において、中小企業保証機構株式会社からの借入を行うため、5億円の借入極度額を設定し、平成20年9月8日、12日、25日、10月1日、9日、21日にそれぞれ1億円、1億円、1億5千万円、1億5千万円、1億円、1億円の借入を行っている。なお、平成20年10月8日に借入極度額を5億円追加し、総額10億円となっている。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成20年10月24日開催の取締役会において、日本振興銀行株式会社の株式を取得することを決議し、平成20年10月31日に取得している。
4. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成20年11月10日開催の取締役会において、ピーピーネット株式会社の新株予約権をミレニアムストーン投資事業有限責任組合より無償で譲り受ける内容の新株予約権譲渡契約書を締結している。また、平成20年11月19日に第13回新株予約権5個を行使し、50,000千円を払込している。
5. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成20年11月14日開催の取締役会において、日本振興銀行株式会社から借入を行うため、20億円の借入極度額を設定し平成20年11月18日に20億円の借入を行っている。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、中小企業信用機構株式会社(旧会社名 株式会社アプレック)の平成20年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、中小企業信用機構株式会社の平成20年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年11月26日

中小企業信用機構株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福島 正己 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 法木 右近 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている、中小企業信用機構株式会社の平成20年9月1日から平成21年8月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中小企業信用機構株式会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、中小企業信用機構株式会社の平成21年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、中小企業信用機構株式会社の平成21年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。